**公益財団法人群馬県教育文化事業団の共催及び後援等にかかる取扱要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、公益財団法人群馬県教育文化事業団（以下「事業団」という。）が文化芸術活動等の振興のため事業団以外のものが行う文化芸術振興関係事業を共同主催し、又は後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　一　　事業　　文化芸術活動に関する催しもの、研修会、講演会、展覧会等をいう。

　二　　共催　　事業の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

　三　　後援　　事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

（承認の基準）

第３条　事業団は、事業主催者から共催又は後援（以下「共催等」という。）の申請があったときは、その事業の目的、内容等が、次の各号に該当する場合のみ、これを承認することができる。

　一　事業主催者の範囲

　　ア　国、地方公共団体及びこれに準ずる機関

　　イ　文化芸術活動の普及振興に寄与する機関・団体・企業等

　　ウ　公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）

　　エ　その他、理事長が必要と認める者

　二　事業の目的・内容

　　ア　文化芸術活動等の普及、振興に関するもので、事業団の運営方針に合致し、かつ積極的に、その事業を推進又は援助することが適当と認められたもの

　　イ　営利を目的としないもの

　　ウ　政治的、宗教的な活動でないもの

　三　事業の規模等

　　ア　事業の規模が特定地域に限定されることなく広範囲にわたるもの

　　イ　事業の実施について責任をもてる団体等の事業であること

　　ウ　開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について充分な措置が講ぜられていること

（申請の手続き等）

第４条　事業団に対して共催等の申請をしようとする者は、共催・後援等の申請書（[別紙様式１](http://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/bunka/kouen/shinseisyo.doc)）　を事業開催前３０日までに提出しなければならない。

２　事業団は、前項申請書を受けたときには、速やかに承認の諾否を決定し、別紙様式２により申請者に通知するものとする。

３　事業主催者は、共催等の承認を得た後、事業の目的、内容等を変更する場合には、直ちに共催・後援等事業計画変更届（[別紙様式３](http://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/bunka/kouen/henkoutodoke.doc)）により事業団に届け出なければならない。

（報告）

第５条　事業主催者は、事業終了後３０日以内に実施報告書（[別紙様式４](http://www.gunmabunkazigyodan.or.jp/bunka/kouen/houkokusyo.doc)）を事業団に提出するものとする。

（承認の取消し）

第６条　事業団は、共催等の承認をした事業について、承認時の事業の目的、内容等を変更したことにより共催等をすることが適当でないと認められたこととなったときは、これを取消すことができる。

（補則）

第７条　共催の承認にあたっては、特に事業の目的、内容、規模、安全対策、主催者の信用度等を慎重に考慮するものとする。又、後援の承認についても過去の実績等にこだわることなく、事業の精査、精選を行い単に名義貸しとなることは厳に避けること。

２　過去に承認の条件に反したもの、及び届出の義務等を履行しなかったものには、新たな承認　を行わないこと。

　　　附　則

　この要領は、昭和６３年４月１日から実施する。

　この要領は、平成５年４月１日に一部改正する。

　この要領は、平成７年４月１日に一部改正する。

　この要領は、平成１５年４月１日に一部改正する。  
　この要領は、平成１９年４月１日に一部改正する。

この要領は、平成２４年４月１日に一部改正する。